

# 離婚届出後の戸籍の変動について…

## 1. 妻の戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

夫 … 本籍は変更ありません

妻

(1) もと(婚姻前)の戸籍にもどる。

離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄に記入すること。

(2) もとの氏で新しい戸籍をつくる。

※ 婚姻前の氏を称して妻が筆頭者になる。

※もとの氏にもどっても離婚の日から3ヶ月以内であれば戸籍法77条の2の届を出して、離婚の際に称していた氏に変更することができます。

(3) 夫と同じ氏で新しい戸籍をつくる。

※ 離婚の際称していた氏を称して妻が筆頭者になる。

※ 離婚届とは別に「戸籍法77条の2の届出」が必要です。

※ この後、もとの氏(婚姻前の氏)にもどるには家庭裁判所の許可がなければ出来ません。

※ この後、もと(婚姻前)の戸籍には戻れません。

## 2. 子どもの戸籍について(夫の氏を称して婚姻していた場合)

離婚届を提出し、母が親権を行っても、子どもはそのまま父の戸籍に残ります。

↓  
母の戸籍に子どもが入るためには

↓  
家庭裁判所で**子の氏の変更の許可**をもらう。(氏が変わらない場合も必要です。)

※ 家庭裁判所へ持参するもの (令和6年4月1日現在の内容です)

- |  |   |                     |
|--|---|---------------------|
| ① 子どもの戸籍謄本(父の戸籍に入っている)                 | 】 | 父母の離婚の記載があるもの       |
| ② 母の戸籍謄本(新しくつくられる)                     | 】 |                     |
| ※ ①または②に離婚の記載がない場合は、離婚の記載がある戸籍謄本も必要です。 |   |                     |
| ③ 収入印紙(子ども1人につき) 800円分                 | 】 | 郵便局又は帯広市役所地下1階売店で購入 |
| ④ 郵便切手 110円                            | 】 | (裁判所では購入できません)      |
| ⑤ 印鑑(15歳以上の方は、母とは別に自分の印鑑が必要)           |   |                     |

※その他、15歳以上の子どもの手続きには同意書が必要な場合があるようです。詳細は家庭裁判所へ直接お問い合わせください。

住所: 帯広市東8条南9丁目 TEL: 0155-23-5157

↓  
**審判がおりたら、市役所戸籍住民課で子の入籍届をする**

※ その際に持参するもの

- |  |
|--|
| ① 審判書の謄本                                       |
| ② 印鑑(入籍する子が15歳以上の場合は、入籍届に子の署名と印鑑が必要)<br>※印鑑は任意 |

- 国民健康保険加入者で氏が変わる方は、国民健康保険資格確認書を持参し国保課へ

### 3. 離婚後に生まれる子について

離婚後300日以内に生まれた子は、離婚した夫の子として離婚前の戸籍に記載されます。離婚した夫の子でないとするには、家庭裁判所で手続きが必要です。（民法第772条）なお、離婚後に懐胎した場合や、母が再婚後に出生した場合は除外されます。詳しくは戸籍住民課までお問い合わせください。

### 4. 相手が不受理申出をしている時

相手が離婚届の不受理申し出をしている期間は、協議離婚の届出によって離婚を成立させることはできません。いったん離婚届が受理されても無効なものとして扱われます。

お問い合わせは… 帯広市役所  
戸籍住民課

TEL 代表 0155-24-4111  
TEL 直通 0155-65-4142

## その他の手続き

ここに記載されていることは、手続きの一部です。  
くわしくは、担当課にお尋ねください。

	手続きの場所	必 要 な も の 等	備 考
国民健康保険	国保課 (1階) (TEL 65-4138)	どちらか { ・国民健康保険資格確認書(国保にすでに加入している方) ・健康保険資格喪失証明書(国保にこれから加入する方) ・マイナンバーカードもしくは通知カード (世帯主と対象被保険者のもの) ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの ・戸籍住民課に提出した住民異動届の控え	
ひとり親家庭等	こども課 (3階) (TEL 65-4160)	・健康保険の資格確認書(ひとり親になった母または父が被保険者となっている親子のもの) ・その他	高校生年代以下の子ども ※被扶養者になっている場合は20歳の誕生日まで
児童手当	※各種手続きについては、離婚された月に行わないと、手当を受給できない月が発生する可能性があります。速やかに手続きをしてください。	・預金通帳 ・マイナンバーカードもしくは通知カード	高校生年代以下の子ども
児童扶養手当		・子どもが記載されている戸籍謄本 ・母の戸籍謄本(父子世帯の方は父の戸籍謄本) ・マイナンバーカードもしくは通知カード ・申請者の預金通帳 ・その他	1通 1通 高校生年代以下の子ども
その他		※就学資金の貸付制度等がありますので、詳しくはこども課まで、お尋ねください。	